

大阪市グリーン配送実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、大阪市グリーン配送実施要綱（以下「要綱」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細目における用語の意義は、要綱の例による。

(大阪市グリーン配送適合車の届出)

第3条 物品納入業者等又は物品納入業者等となる可能性のある事業者（以下「納入業者等」という。）からの大阪市グリーン配送適合車届出書（以下「届出書」とする。）は、環境局環境管理部環境規制課において受け付ける。

- 2 届出書は、第1号様式による。
- 3 届出書は届け出る自動車ごとに1部提出させ、自動車検査証の写しを添付させる。
- 4 市長は、届出書に記載された自動車が大阪市グリーン配送適合車であることを確認したときは、第2号様式（当該自動車が電動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）、ハイブリッド自動車）の場合は、第3号様式）による大阪市グリーン配送適合車ステッカー（以下「ステッカー」という。）を交付するとともに、届出書の写しに收受印を押印し、大阪市グリーン配送適合車届出済証（以下「届出済証」という。）として届出者に交付する。
- 5 市長は、届出済証の内容に関して軽微な変更があった場合には、納入業者等に第4号様式による変更届を提出させる。なお、軽微な変更とは住所又は電話番号の変更をいう。
- 6 市長は、納入業者等が大阪市グリーン配送適合車を使用しなくなったときは、速やかにステッカー及び届出済証を返却させる。

附則

- 1 この細目は、平成15年2月7日から施行する。ただし、第4条の規定については、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この細目は、平成15年4月1日から施行する。
- 3 この細目は、平成21年1月1日から施行する。
- 4 この細目は、平成23年4月1日から施行する。
- 5 この細目は、平成29年4月21日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この細目は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第4項の改正規定（「適合車」

を「大阪市グリーン配送適合車」に改める部分を除く。) は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この細目による改正後の第1号様式、第3号様式は、令和4年7月1日以降の届出に適用する。

3 前項の規定にかかわらず、令和4年6月30日以前に改正後の第1号様式により届出を行うことを妨げない。

附則

(施行期日)

1 この細目は、令和5年4月25日から施行する。

(経過措置)

1 この細目による改正後の第1号様式は、令和5年7月1日以降の届出に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、令和5年6月30日以前に改正後の第1号様式により届出を行うことを妨げない。